

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成31年3月9日 09時50分ごろ
発生場所	広島県 ^{えたじま} 江田島市 ^{こよう} 小用港南方沖 小用港秋月東防波堤灯台から真方位181° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 12.4′ 東経132° 29.6′)
事故の概要	漁船第五 ^{わかま} 若佐丸は、養殖 ^{かき} かきの採取作業中、船長が船首部のローラに左手を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	平成31年3月29日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五若佐丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	HS2-3238（漁船登録番号）、有限会社柏水産
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	負傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、養殖 ^{かき} かきの採取作業中、船長が、船首部のローラに左手を挟まれた。
分析	本船は、養殖 ^{かき} かきの採取作業中、船長が、船首部のローラに左手を挟まれて負傷したものと考えられるが、船長から十分な情報が得られなかったことから、負傷に至った状況を明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、本船が、養殖 ^{かき} かきの採取作業中、船長が、船首部のローラに左手を挟まれたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・回転するローラ等に手を挟む危険がある作業は、手元をよく見て慎重に行うこと。